

## 第20回 航空物流等WG 議事要旨

1. 日 時 : 平成27年12月9日(水) 10:00~12:00

2. 場 所 : 川崎市産業振興会館 1階 ホール  
神奈川県川崎市幸区堀川町 66 番地 20

### 3. 議事の概要

#### (1) 議題

- ① 第19回WG・第20回WG(通関合同、海上物流等)の意見等報告  
○ 事務局(センター)から、資料1に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ② マイナンバー(法人番号)対応<4>  
○ 事務局(センター)から、資料2に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ③ 輸出入申告項目の見直し<3>  
○ 事務局(センター)から、資料3に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ④ 航空蔵置料金請求先変更業務の新設  
○ 事務局(センター)から、資料4に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑤ 「保税蔵置場在庫状況照会(輸出)(IWH)」業務の見直し  
○ 事務局(センター)から、資料5に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑥ サブWG:輸出関連業務(SIR/EIR)及びインボイス業務(IVA)の改善  
○ 事務局(センター)から、資料6に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑦ 医薬品医療機器等輸入届出業務群の廃止  
○ 事務局(センター)から、資料7に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑧ メール処理方式のシングルサインオンの廃止  
○ 事務局(センター)から、資料8に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑨ WebNACCS<4>  
○ 事務局(センター)から、資料9に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑩ 第6次NACCS EDI仕様書<3>  
○ 事務局(センター)から、資料10に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑪ 第6次NACCS業務仕様書<3>  
○ 事務局(センター)から、資料11に基づき説明の後、意見交換を行った。

#### (2) 意見交換の概要

##### ◆ マイナンバー(法人番号)対応<4>

- 法人番号を持っている法人で、JASTPROコードあるいは税関発給コードを持っていない法人もしくは紐づけがなされていない法人は、法人番号を入力しても英文

の社名、住所が出力されないと思うが、導入当初は仕方が無いにしても、導入後に各通関業者で入力した情報を何らかの方法で輸出入者ファイルに転用し、データベースとして蓄積して、次に入力する時には英文の会社名および住所が出力されるような、情報の共有を図るような考えはないのか。(委員)

⇒ ご提案については、当方においても選択肢の一つとして議論を行っているが、同じ法人番号に対し複数の者が入力可能となる結果、データの正確性・信頼性といった面からリスクが大きく採用は困難と考えている。基本的には、英文補完がなされない場合は、輸出入者に都度確認して入力を行っていただきたい。(事務局)

○ 法人番号の件で、運用上の大きな懸念事項として、通関の事項登録の入力内容による通関士の審査が困難であるという点がある。前回のWGで法人番号の照会業務を追加して和名を表示するという提案があったが、事項登録の結果で出力されることによって通関士の審査業務の負担軽減となるため、個別の照会業務ではなく事項登録後に和名が出力されるようにしてほしい。そうすればNACCSに登録されていない場合でも入力した会社名と法人番号の会社名とが和名と英名の比較ではあるが可能となるため、不一致に伴う負担軽減になる。NACCSに法人番号のデータを全て登録してもらいたいが、それが難しいということであれば通関士の負担軽減のため、個別の照会業務だけではなく、事項登録にも追加して利便性を上げてほしい。(委員)

⇒ ご提案の件については、現在、検討を進めているが、結果については12月24日開催の通関WGで回答させていただきたい。(事務局)

○ 法人番号対応については、基本的に通関系の業務がメインであるが、航空会社、機用品系の業務(ACH、HCH業務等)についても任意項目ではあるが、17桁に拡大することから影響があると考えている。別紙2の出力帳票も同様であり、自社システムに取り込んでいる場合には改修等が発生することから資料等をご確認いただき、必要な対応について検討いただきたい。(事務局)

#### ◆ 航空蔵置料金請求先変更業務の新設

○ 新業務は、実質的に通関業者が行わなければならない業務と考えるが、この「蔵置場請求先コード」とはNACCSの利用者コードと同じコードなのか、それとも別のコードなのか。(委員)

⇒ 資料の3ページに記載があるとおり、「蔵置料金請求先登録(CURO1)」業務で「保税蔵置場別クレジット扱業者登録されているコードを入力可能とする」とあり、NACCSにクレジット扱業者として登録されている利用者コードを入力してもらえばよい。(事務局)

○ このCUR01業務を行わなかった場合は、従前の方法である搬出時に請求先コードを伝えるという方法でよいのか。(委員)

⇒ 任意業務であるため、関係者間でこの業務が便利であるということであればご利用いただきたい。従来通りの方法も可能である。ただし、保税蔵置場の皆様からはこの業務を積極的に利用してほしいとする要望が強い。(事務局)

◆ 医薬品医療機器等輸入届出業務群の廃止

○ 次期NACCSからは書面を提出するということであるが、ペーパーレスではなくなるという理解でよいのか。(委員)

⇒ 現在もPDFで提出が可能である。ここでは輸入届出書の提出が不要になるということである。(事務局)

◆ 第6次NACCS EDI仕様書<3>

○ 資料2ページについて、以前にも言わせていただいたが、添付可能な拡張子について、この資料の内容がNACCSパッケージソフトにそのまま適用されており、同じPDFであっても大文字であるとチェックが掛かってしまうが、この資料もそのように見えてしまうので大文字小文字を問わない旨を追記してほしい。(委員)

⇒ EDI仕様書には、大文字小文字を問わない旨を明記する。(事務局)

◆ その他

○ 法人番号に関して、黨委員からの提案は非常に優れた内容であると考え。民間利用者が登録した法人番号および会社名、住所を再利用するという考えは無いのか。出力された結果を通関士が審査して、その内容で申告するかどうかは通関業者の責任になる。NACCSとして過去に入力されたものを出力して、それをそのまま使うかどうかは通関士の審査の責任で行うのであれば、問題無いと考える。ただしデタラメなデータを提供することは出来ないので、申告して許可になったデータだけを出力の対象にする、税関の審査終了を経て許可になったデータに絞って出力する、過去に10回以上完全一致したデータだけを出力する等、精度を上げる方法があるのではないか。入力データの出力はNACCSの開発方針に反していないと考えるので、検討に値すると思うがいかがか。(委員)

⇒ NACCSが持つ情報の正確性の問題にたどり着くと考える。様々な関係者が同じ法人番号に対して自由に登録出来るようになると、情報の正確性が担保出来ないと考える。また、輸出入者コードは、単に申告控や入力控に英文を出力するためだけに使われているわけではなく、輸出入者の情報が正確に輸出入者ファイルに登録されていることによって、口座利用や担保利用等の便利機能においてその情報を信用して利用しているという事実がある。ご意見としては理解出来るものの、NACCSセンターとしてはこれまで提供してきた信頼性、確実性を担保するためには、ご提案にお応えすることは困難と考えている。(事務局)

⇒ 補足させていただくが、NACCSでは正確な内容を一意で登録するという考えで

これまでご利用いただいているものであり、関係者が自由に変更可能となるデータを利用者が共有して使うといった思想が無い。従って、NACCSセンターとしては従来の考え方を踏襲することとし、NACCS本体の中で新しい発想のものを行うことによって、かえって名称誤り等の混乱を招くことは避けるべきと考えている。(事務局)

○ 法人番号の 17 桁と併せて登録した利用者コードもKeyとして呼び出せるようにすればよいのではないか。NACCSの機能には、過去の履歴を呼び出す業務があるので同じような整理ができるのではないか。(委員)

⇒ 利用者コード単位に輸出入者情報が管理機能を持たせるとなれば、システム容量等の問題も発生することになり、対応は困難と考える。いずれにせよ、ご要望については、改めて議論させていただくとともに、次回の通関WGで回答することとしたい。(事務局)

○ 過去に申告された法人番号情報をNACCSに保管して、そのデータを有料で通関業者に提供いただき、利用する方法はいかがか。税関でも申告した情報を保管していると考えるので、官民一体で情報提供し、情報の精度をあげることも可能ではないか。(委員)

⇒ NACCS本体で提供するサービスとしては、先ほどから説明のとおり、馴染まないものと考えている。ただし、本体と切り離して、新規の情報提供サービスという発想はあるかもしれない。(事務局)

○ 平成 29 年 4 月に消費税が 10%に増税される予定であるが、現在、議論されている軽減税率が適用された場合に、NACCSでの消費税の計算はどのように行うことになるのか。HS コード上で関連付けを行うのか、それとも通関業者側で軽減税率を適用する旨を入力するのか。(委員)

⇒ 現在、国税庁と情報共有しながら検討しているところであり、方針が決まり次第、説明をさせていただく。(関税局)

○ 消費税の 10%への増税時期はNACCS更改の半年前であり、次期NACCSの自社システム改修だけではなく、現行NACCSに対しても自社システムの改修を行わなければいけないので、前広に情報をいただきたい。(委員)

⇒ 前広に情報提供をさせていただく。(関税局)

以上